

長崎市告示第537号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定により、別紙のとおり医療扶助及び医療支援給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号及び中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定により告示する。

令和8年8月4日

長崎市長 鈴木 史朗

(指定)

	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
1	井手外科医院	長崎市樺島町4-1	令和8年4月1日
2	みちクリニック	長崎市桜町5番8号桜町ビル4階	令和8年4月1日
3	なな虹薬局	長崎市滑石4丁目3-43	令和8年6月1日
4	さくら薬局 長崎大浜店	長崎市大浜町1546-6	令和8年5月1日
5	楠本消化器内科・皮膚科クリニック	長崎市滑石4丁目3-46	令和8年6月1日
6	医療法人 群青 はらだキッズクリニック	長崎市尾上町8番44号 酒井クリニックビル4階	令和8年5月1日
7	なつめ薬局	長崎市葉山1丁目3-7	令和8年6月22日